

インバウンド向け観光PR動画を活用したデジタルマーケティング業務委託仕様書

1 委託業務名

インバウンド向け観光PR動画を活用したデジタルマーケティング業務

2 目的

本事業は、令和3年度に制作したインバウンド向け観光PR動画を活用したデジタルマーケティングを実施することで、海外における本県の知名度、認知度を向上させるとともに、訪日旅行再開後の本県への誘客を図ることを目的とする。

また、デジタルマーケティングを実施する過程で得られる閲覧者の情報を分析、把握することで、今後より効果的な海外誘客施策展開へとつなげる。

3 業務委託期間 契約締結の日から令和4年11月30日（水）まで

4 委託業務内容

(1) 動画広告及びウェブサイトへの誘導広告

①内容

・令和3年度に佐賀県観光連盟（以下「連盟」という。）が制作した動画（下記ア～オの5本）について、話題性、拡散性等を確保するため、YouTube を活用して動画広告（「TrueView インストリーム広告※1」や「インフィード動画広告※2」等を指す。以下「動画広告」という。）を実施すること。また、「Call to Action オーバーレイ※3」等を活用して市場ごとに連盟が運営する言語別ウェブサイトへの誘導を図ること。

ア 自然・景観 https://youtu.be/8BoT2YA7_Rc

イ 伝統・文化 <https://youtu.be/cxb55XguZG0>

ウ 食 https://youtu.be/xvMRDxxZ_go

エ 体験 <https://youtu.be/MsN5qxMKBcg>

オ アウトドア <https://youtu.be/AM1ZNSVIQTo>

※1 ユーザーが動画広告をスキップせずに30秒以上もしくは最後まで（いずれか早い方まで）視聴するか、その動画広告を操作すると、そのいずれかが最初に発生した時点でその動画の視聴回数が1回追加される広告。

※2 ユーザーがサムネイルをクリックして視聴した場合に視聴回数が1回追加される広告。

※3 動画再生画面上で指定した外部サイトへのクリックを促す設定。

・YouTubeへの掲載に必要な設定（動画のタイトル、説明、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等）を効果的に行うこと。

・広告価値毀損の課題「ビューアビリティ※4」「アドフラウド※5」「ブランドセーフティ※6」については、佐賀県に対する透明性を確保の上、確実な対策を行うこと。

※4 広告が実際に閲覧可能な状態で表示されているか。

※5 広告が「機械」ではなく、「人」に対して表示されているか。

※6 広告が適切なサイトやコンテンツに表示されているか。

②広告配信エリア

韓国、香港、台湾、タイ、シンガポール、オーストラリア

③広告配信時期

動画や広告の配信時期については、令和4年7月から9月までの実施を目安とし、詳細については協議の上決定すること。また、広告配信スケジュールを策定すること。

(2) 目標 KPI 等

・動画の視聴回数は、100万回を下限とし、広告経由以外も含む動画の視聴回数目標数値を設定すること。また、動画からのサイト誘導数についても同様に目標数値を設定すること。

・提案した目標数値を達成した場合でも、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

(3) 効果測定及び報告業務

・効果検証のスキームについて、概要や考え方を企画提案書に具体的に記載し、これらを基礎資料として、連盟と受託者で協議の上、決定するものとする。

・本業務について、広告の表示回数、動画の視聴回数、閲覧者・視聴者の属性（年齢、地域、特性等）等を分析して、連盟の求めに応じて報告すること。また、その結果を基にターゲティングの変更や絞り込み等改善策を協議し実施すること。

・業務完了後には、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を報告書にまとめること。

(4) その他

・YouTube を活用した動画広告以外にも、委託金額の範囲内で実施可能な動画のプロモーション（SNS 広告やインフルエンサーによる拡散等）などがあれば提案し、目標設定の上、実行すること。

・本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、連盟の承認を得ること。

・業務の遂行に当たっては、連盟と受託者は月に一度打合せすることとし、受託者がその都度議事録を作成し、提出すること。

(5) 成果品の提出

①提出期限

令和4年11月30日（水）まで

②提出先

一般社団法人 佐賀県観光連盟

③提出内容

事業終了時に、次年度の取組の指針となるような報告書を作成し、提出すること。

- ・業務完了報告書（A4判）紙媒体1部及び電子媒体（CD-ROM 又は DVD-ROM）1枚

5 総括責任者

- ・受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めること。

6 委託費

3,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

7 留意事項

- (1) 委託業務の内容については、最終的に、連盟と受託者が協議を行い、決定する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、連盟と受託者が協議の上、これを定めるものとする。
- (3) 成果品に対し、第三者（連盟及び受託者以外の者）からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、連盟の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、連盟に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4) 受託者が制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、連盟に帰属するものとする。ただし、受託業者が単に使用する場合には、連盟と協議するものとする。
- (5) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業含まれるものとする。